

8 利用調整

- (1) 市は、給付認定を行った子どもについて、保育の利用の申込みがある場合は、各施設や事業の利用者を決定するための利用調整を行います。
利用調整は、毎月、利用開始日（原則各月1日）の前月の16日以降に行います。ただし、2月利用開始日は1月上旬、3月利用開始日は1月下旬、4月利用開始日は1次調整を2月中旬、2次調整を3月上旬に行います。
※利用調整の対象となる施設や事業は、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育（地域枠））です。
- (2) 利用調整は、P25「15 利用調整基準表」に基づき、保護者や子どもの状況に応じて優先順位を決定したうえで、実施します。
- (3) 利用調整の結果、利用先が決定しなかったものの、保護者に利用先決定まで待機する意思がある場合は、引き続き、翌月以降も利用調整を行います。
※提出された必要書類は、保護者から取り下げの連絡がない限り、引き続き、利用調整の資料として使用します。
就労状況や世帯状況に変更があった場合は、必ずお住まいの区の区役所保健福祉課に届け出てください。

9 利用先の決定から利用まで

- (1) 利用調整の結果、利用予定先が決定した場合は、文書等によりお知らせします。
- (2) 市からのお知らせに従い、利用予定先に面接を受けていただきます。面接は、利用開始後の保育に役立てるために児童の健康状態等を把握するものであり、保護者及び児童と施設長等の三者で行います。
- (3) 認定こども園（保育部分）又は地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を利用する場合は、別途、利用する施設又は事業者と契約を交わす必要があります。（保育所の場合は不要です。）
- (4) 保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用開始日は、原則、毎月1日付となります。
※家庭的保育については、生後57日目が属する月に限って、月途中の利用開始が可能です。

10 給付認定後及び保育利用開始後の提出書類等

- (1) 世帯の状況に変更があったときは、その都度1週間以内に各区役所保健福祉課に届け出るとともに、必要に応じた書類（「就労証明書」「診断書」など）を提出してください。
＜世帯状況の主な変更例＞
 - ・保護者及び子どもの氏名、居住地、連絡先に変更があったとき。
 - ・世帯員の増減（出産、婚姻、離婚など）があったとき。
 - ・保護者の転職や離職があったとき。
 - ・保育を必要とする事由に変更があったとき。※提出が遅れた場合、遡って保育料が変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 少なくとも年1回、保育を必要とする事由の確認を行うために、「就労証明書」及び事由に応じた必要書類（診断書など）を提出していただきます。
- (3) 給付認定の有効期間満了前に、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用をやめる場合は、各区役所保健福祉課に届け出てください。



※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定が取り消されることがあります。給付認定が取り消されると、保育を利用することができなくなります。

育児休業取得中の保育の継続利用について…

保護者が育児休業を取得する際、既に保育を利用している児童が、次年度に小学校就学を控えているなどの理由で保育の継続利用を希望する場合は、「育児休業にかかる継続利用申請書」「育児休業の取得を証明する書類（取得期間などが明記されたもの）」などを提出してください。

11 保育料

- 令和元年10月1日から3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの保育料が無償化されました。（副食費については、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。）
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも無償化の対象になります。
- (1) 無償化対象外の方の保育料は、子どもの年齢（年度当初の年齢）、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）、父母等扶養義務者の市民税（4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分）の合計額により決定します。子どもの年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中は3歳未満児の額を適用します。
※指定都市における市民税の標準税率が8%に変更されていますが、保育料算定における市民税の税率は旧税率（6%）により算定します。
 - (2) 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所等（※）を利用している場合、上から2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降の子どもは無料となります。
※保育所等：保育所、幼稚園（★）、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業
★幼稚園に満3歳未満で通っているいわゆるプレ利用は対象外です。
 - (3) 多子世帯やひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯で、父母等の市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、軽減措置があります。
 - (4) 保育料は、利用開始時に決定後、毎年4月と9月に保育料決定通知書でお知らせします。
 - (5) 月の途中で利用を終了する場合には、日割計算となりますので、お早めにお知らせください。
 - (6) 以下の場合、保育料が変更されることがありますので、速やかに各区役所保健福祉課へ届け出てください。
 - ① 保育料決定後に市民税額が変更になった場合
 - ② 父母等扶養義務者や世帯に変更があった場合（離婚、再婚など）
 - ③ 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが保育所等（※）を利用することになった場合
 - ④ 同一世帯員が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を取得又は喪失した場合や、特別児童扶養手当・障害基礎年金等を受給開始又は終了した場合（上記（3）の軽減対象となる世帯）

＜市民税について＞

- ・市民税は、市税事務所市民税課又は税務課へ所得等を申告する必要があります。ただし、前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市税事務所へ給与支払報告書が提出されている人、又は、所得税の確定申告をした人は申告の必要はありません。
- ・北九州市外からの転入の場合、市民税所得割課税額がわかる書類の提出が必要です。
- ・上記の申告や書類の提出を依頼したにも関わらず、ご提出がない場合は、保育料を一旦最高額で決定することがあります。
- ・階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

＜保育料の納付について＞

納期限を過ぎた場合、納付された日及び保育料額に応じて、延滞金が加算されることがあります。災害、疾病等の事情により保育料の負担が困難な場合は、各区役所保健福祉課にご相談ください。保育料とは別に、各施設や事業者が定める費用をお支払いいただく場合があります。

- 保育所の場合
 - ・毎月末（納期限）までに北九州市に納めてください。
 - ・保育料の納付は口座振替（市内の金融機関）をお願いします。
 - ・納期限までに納付がない場合には督促、電話や文書の催告を行います。督促しても納付のない場合は、資産調査や給与調査を行い、財産を差し押さえることがあります。
- 認定こども園（保育部分）、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）の場合
 - ・各事業者が定める納期限までに、指定する方法（口座振替など）で納めてください。詳しくは、各事業者に直接ご確認ください。
 - ・各施設や事業者からの再三にわたる督促や催告に応じない状況（悪質な対応）が続くと、利用契約を解除されることがあります。